

## 注文カーテン品質表示実施要領

### 1 表示すべき商品

注文カーテン

### 2 適用範囲

ここで注文カーテンとは、消費者の注文により、事業者が自己の生地をもって縫製し販売するカーテンをいう。

同一店舗のカーテン売場以外の売場で販売する生地を使用する場合も原則として自己の生地に含まれ、また、注文を受けた事業者が自ら縫製せず他に縫製・加工を委託する場合も含む。

なお、縫製のみ委託された事業者が縫製したカーテン、業務用（例えば、事務所、店舗、喫茶店等）に使用する目的で注文されたカーテンは含まない。

### 3 表示すべき事項

- (1) 取扱方法
- (2) 事業者の氏名又は名称

### 4 表示義務者

表示義務者は、消費者より直接注文を受けた事業者とする。

ただし、直接注文を受けた事業者（例えば工務店）がカーテンの生地の販売・縫製を行わず、消費者とカーテン事業者との仲介をする場合は、仲介を受けて自己の生地をもってカーテンを縫製し販売する事業者を表示義務者とする。

### 5 表示の方法等

#### (1) 取扱方法

取扱方法は、日本産業規格 L 0 0 0 1（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に定める表示記号（取扱表示）及びその表示方法を用いて表示すること。

#### (2) 事業者の氏名又は名称

事業者の氏名又は名称は、取扱方法の表示に併記して表示義務者を表示すること。

商号を有する場合は商号、有さない場合は法人名、個人名又は屋号を表示する。法人の種類を表わす文字は、これを省いても誤解を生ずるおそれがないときは省略することができる。

事業者の氏名又は名称に代えて、商標を用いて表示することはできない。

なお、ここにいう併記とは、取扱方法と事業者の氏名又は名称とを同一ラベルに記載しなければならないという趣旨ではなく、各々の表示すべき事項が別々のラベルに記載されていても同一箇所付近に近接して表示してあり、取扱方法と事業者の氏名又は名称が関連あるものと判断できるものであればよい。

関係事業者名、販売年月日等を記載することは妨げないが、表示すべき事項と紛らわしくないようにすること。

(3) 取付方法

表示すべき事項は、見やすい箇所に容易に剥がれない方法でカーテン一枚ごとに表示すること。

(4) 文字及び記号の大きさ

文字及び記号は、見やすい適切な大きさで表示すること。

6 その他

カーテン生地繊維の組成は、生地段階で消費者に示されているが、注文カーテン完成時においても、繊維の組成を取付表示することによりクリーニングトラブルの防止に役立つので、積極的に表示することが望ましい。

7 実施年月日

昭和54年5月1日から実施する。

平成23年4月1日一部改正

平成28年12月1日一部改正

令和元年7月1日一部改正